

論文要旨説明書

報告論文のタイトル：法と経済学の有用性 — いくつかの政策課題の分析

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名： 西正 稔

所属： マンパワーグループ株式会社

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

現時点で喫緊の政策課題が多数存在している。それらの中からいくつかを採り上げ、法と経済学からの解決策を提示することにより、法と経済学が課題解決にとっても有用な手法であることへの理解を得たい。

まず、経済法分野に関し、IT プラットフォーマーの活動を規制すべきか（規制が必要か、更には規制する場合にどのような規制が適切なのか複数の次元で）問題となっている。その問題を考える示唆を得ることを目的として、垂直的な行為の規制と水平的な行為の規制につき過去に問題となった事例を振り返る。垂直的な行為としては、我が国におけるナイキジャパン事件（勧告審決平成 10 年 7 月 28 日、審決集 45 卷 130 頁）やアメリカにおける Leegin 事件（Leegin Creative Leather Product Inc. v. PSKS, Inc. / 551 U.S. 877 / 2007）を参考にす。また、水平的な行為としては、Microsoft 社の WindowsOS の機能拡張により生じた複数の紛争（我が国ではマイクロソフト非係争条項事件、審判審決平成 20 年 9 月 16 日、審決集 55 卷 380 頁等）を参考にす。

次いで、営業制限と補償について、営業の自由は憲法 22 条 1 項の職業選択の自由の 1 つとして憲法上保護されている。ただ、同条項には「公共の福祉に反しない限り」という制限が明記されている一方、憲法 29 条 3 項に明記されている「補償」については何ら規定されていない。また、29 条 3 項も「私有財産」について「正当な補償」を下に「公共のために」利用できることを規定しているに過ぎず、営業活動の制限に補償が必要なのか（更に補償が必要な場合の程度）は解釈に委ねられている状況である。営業制限と補償を比例原則から捉えることを目的に、まず憲法 29 条に関して争われた判例を整理する。その上で、営業活動制限により発生する損失を回避するために、国家が（地震保険のような）保険制度を事前に用意し、税制優遇措置を講じて広く加入を促しておくことを提案する。また、この保険制度に関する議論から、国家賠償法 2 条に関し係争になることが多い河川の洪水被害の損害賠償につき、地震保険の存在を前提とした判断が可能であることを提案し、これまでの判例を再考する。

以上の 2 つの問題を中心にいくつかの課題を取り上げて、法と経済学がとんでも有用なことを示す。